戸籍への振り仮名記載について

1. 背景

令和５年６月に戸籍法の改正を含む「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立しました。

これまで、住民基本台帳における振り仮名は記載事項があるケースもありましたが便宜上設定しているものでした。戸籍においては氏名の振り仮名については記載事項ではなく、戸籍制度上公証された振り仮名はなく、この改正により振り仮名の公証化を行おうとするものです。

2. 戸籍への振り仮名記載の目的

氏名で使用される漢字には同じ漢字であっても様々な字体が存在しデータ照合における検索性及び正確性が向上し、行政手続きにおえるデジタル化の推進のための基盤整備ができます。また、マイナンバーカード等に記載することができることで正確な本人確認資料として使用することができるようになります。

3. 今後のスケジュール

法改正の施行日（令和７年５月頃）の後１年間に限り、氏名の振り仮名を届出することができます。届出開始にあわせ住基ネットの振り仮名を戸籍情報システムに仮登録し、本籍地の市区町村から仮の振り仮名を記載した通知書を送付するためのシステム改修及び通知書送付を行う必要があります。振り仮名記載に係るシステム改修については１００％補助となります。

届出期間中に届出のあった振り仮名について、戸籍への記載及び住基システムにも連携させ登録するようにするもので、詳細の内容については国において検討中になります。

想定スケジュール

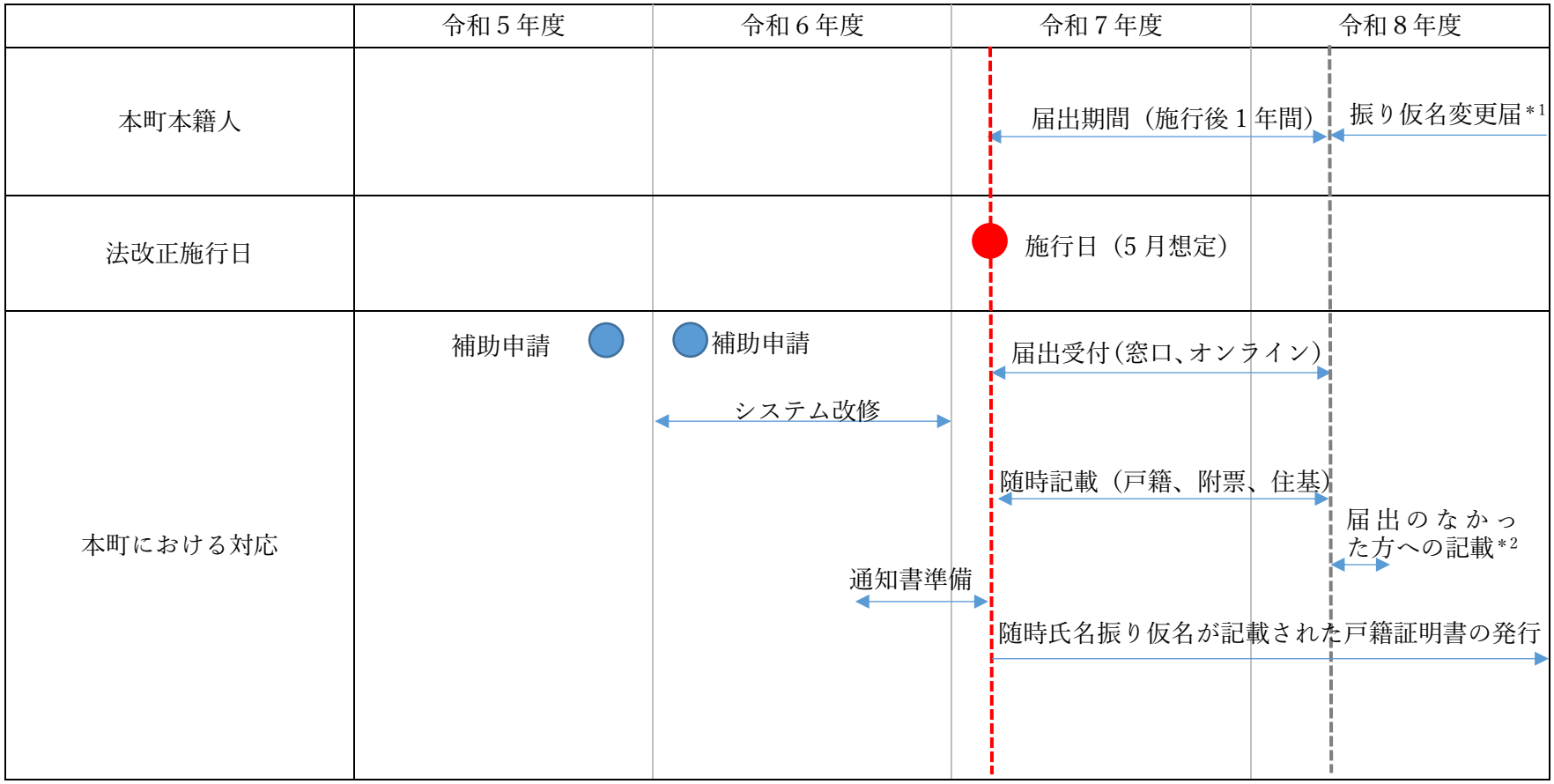

＊１　職権記載後一度に限り届出のみでの変更。２度目以降等は裁判所の許可が必要

＊２　通知している氏名振り仮名を法務局長の許可を得て記載